

第Ⅱ部

課題別の取組



マダガスカルの技術協力「コメ生産性向上・流域管理プロジェクトフェーズ2」において、コメの市場調査を行うJICA専門家（写真：久野真一／JICA）

- 1 「質の高い成長」の実現に向けた協力 26
- 2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 41
- 3 地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進 53

第Ⅱ部 課題別の取組

1 「質の高い成長」の実現に向けた協力

(1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策

「質の高い成長」^{注1}のためには、発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要です。また、民間部門が中心的役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大など民間活動が活発になることが不可欠です。しかし、開発途上国では、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

日本の取組

■ 質の高いインフラ

開発途上国には依然として膨大なインフラ需要があり、2040年までのインフラ需給ギャップは約15兆ドルとも推計されています^{注2}。しかし、途上国において、「質の高い成長」を実現するためには、ただ多くのインフラを整備するだけでなく、透明性、開放性、ライフサイクルコストからみた経済性、債務持続可能性等を考慮した「質の高いインフラ」^{解説}を整備する必要があります。

日本は、途上国の経済・開発戦略に沿った形で「質の高いインフラ」を整備し、これを管理、運営するた



日本の有償資金協力により拡張が行われているマダガスカルのトアマシナ港で、トラックの通行ルートについて協議する、港湾公社スタッフと日本人専門家（写真：久野真一/JICA）

めの人材を育成しています。技術移転や雇用創出を含めながら、途上国の「質の高い成長」に真に役立つインフラ整備を支援できることは、日本の強みです。

日本は、各国や国際機関とも連携し、2019年の大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」^{注3}の普及・実施に取り組んでいます。「質の高いインフラ投資」の重要性については、様々な二国間会談や多国間会議の場において確認されてきています。

2021年10月のG20ローマ・サミットでは、岸田総理大臣から、世界経済の回復にはG20原則に沿った「質の高いインフラ投資」が必要である旨を強調しました。首脳宣言においては、回復の段階における質の高いインフラ投資の不可欠な役割を認識するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に関する作業を引き続き推進することが確認されました。

2020年11月の日ASEAN首脳会議では、2兆円規模の質の高いインフラプロジェクトを中心とする「日ASEAN連結性イニシアティブ」^{かいろ}を立ち上げ、インフラ整備を通じて陸海空の回廊による連結性を強化し、3年間で1,000人の人材を育成していくことを発表しました。2021年8月には、日本製車両を導入したタイ都市鉄道レッドラインが開通しました。



インド最長の橋梁となるムンバイ湾横断道路の建設現場（写真：ムンバイ大都市圏開発機構）

^{注1} 成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されない「包摂性」、社会や環境と調和しながら継続できる「持続可能性」、経済危機や自然災害などの様々なショックに対する「強靱性」を兼ね備えた成長（開発協力大綱）。

^{注2} G20グローバル・インフラストラクチャー・ハブ（GIH）による推計。

^{注3} 31ページの用語解説「質の高いインフラ」を参照。

持続可能な開発目標 (SDGs) の推進

国際社会は貧困・格差、テロ、難民・避難民、感染症、自然災害、気候変動、環境問題など、国境を越える様々な課題に直面しています。新型コロナウイルス感染症の拡大により、脆弱な状況にある人々は大きな打撃を受け、人間の安全保障が脅かされています。日本は、この未曾有の危機を乗り越え、世界をより良い未来に導くための重要な羅針盤として持続可能な開発目標 (SDGs) 解説を位置付け、その実現に向けた取組を進めています。

SDGsの達成のためには、旧来の先進国と開発途上国という区別を越えた国際社会の連携が必要です。また、政府や開発機関のみならず、民間企業、地方公共団体、研究機関、市民社会、そして個人などあらゆる主体の行動が求められています。日本政府は、ODAを触媒として様々な取組をつなぎ、厚みのあるアプローチによって、途上国を含む国際社会全体でSDGsを達成できるよう様々な面から支援しています。

2030アジェンダの履行に関する自発的国家レビュー2021

日本政府は総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を立ち上げ、SDGsの推進の方向性を定めた「SDGs実施指針」の策定や具体的な施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン」の実施などを通じ、SDGs達成のための取組を国内外で精力的に行っています。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」

は、国連加盟国がそれぞれの国のイニシアティブで、定期的にSDGsを巡る進捗を確認する自発的国家レビュー (VNR: Voluntary National Review) を行うことを促しています。2021年7月、日本は国連経済社会理事会の下で開催されるハイレベル政治フォーラム (HLPF) に、2017年以来2回目となるVNRを提出しました。SDGs達成には各国が前例にとられない戦略を立て、団結して取組を加速することが必要であり、日本のVNRも様々な組織・団体、市民社会の意見を踏まえて作成されました。

9月に国連本部で開催された「SDGモーメント2021」では、SDGs推進本部長である菅総理大臣 (当時) が参加し、VNRに基づき、日本として国際連携や国内の啓発を進めていく旨、また、2030年までの目標達成とその先の希望に満ちた未来に向け、全力で取り組んでいく旨を述べました。

2021年は、ほかにも、第14回国連犯罪防止刑事司法会議 (京都コンGRESS)、東京オリンピック・パラリンピック、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議 (COP26)、東京栄養サミット2021など、SDGsに深く関わる国際会議等が開催されており、SDGs達成に向けた日本からの発信が世界でも注目されました。VNRにとりまとめたビジョンや取組、現状を踏まえ、若者や女性を含むあらゆるステークホルダーとの連携によって、日本は、2030年までのSDGs達成に向けた取組を推進していきます。



■貿易・投資環境整備

日本は、ODAやその他の公的資金（OOF）^{解説}を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、日本は途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

日本市場への参入に関しては、日本は途上国産品の輸入を促進するため、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特惠関税制度（GSP）を導入しています。特に後発開発途上国（LDCs）^{解説}に対しては特別特惠関税制度を導入し、無税無枠措置^{解説}をとっています。また日本は、経済連携協定（EPA）^{解説}や投資協定を積極的に推進しています。これらの協定により、貿易・投資の自由化および保護を通じたビジネス環境の整備が促進され日本企業の途上国市場への進出を後押しし、ひいては、途上国の経済成長にも資す

ることが期待されます。

日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、世界貿易機関（WTO）やOECDをはじめとする様々な国際機関等において「貿易のための援助（AfT）」^{解説}に関する議論が活発になっています。日本は、AfTを実施する国際貿易センター（ITC）などに拠出し、途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参入するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。2021年には、日本はITCを通じて、アフリカの女性起業家に対する電子商取引の活用に向けた支援、パレスチナ・ガザ地区やソマリアの避難民に対するIT技術の訓練を通じた自立化支援を行っています。

日本は、途上国が貿易を行うために重要な港湾、道路、橋などの輸送網の整備や、発電所・送電網などの建設事業への資金の供与といったインフラ支援、および税関職員、知的財産権の専門家の教育などの貿易関

東ティモール (1) ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画、(2) 港湾計画・施設維持管理アドバイザー

(1)無償資金協力(2016年9月~2020年1月)、(2)技術協力(専門家)(2017年3月~2020年3月)



東ティモールは、生活物資の多くを輸入に頼っている島国であり、港湾整備は重要課題です。首都のディリ港は、海上物流の拠点であり、住民や生活必需品を飛び地や離島に運ぶフェリーが寄港する最も重要なインフラの一つです。しかしながら、経済活動の拡大による取扱貨物量の増大に加え、旅客とコンテナの運搬ルートが混線していたことから、旅客が乗降船する際に大きな危険を伴っていました。

そこで、日本は、無償資金協力を通じてフェリーターミナルの移設・整備を支援しました。日本の支援で新たに整備された旅客フェリーターミナルの完成により、貨客分離、船の安全な着岸と係留および乗降時の乗客の安全が確保され、飛び地・離島へのアクセス向上および海上輸送能力の向上を通じて、経済活動の促進が期待されます。また、これは、イン



無償資金協力を通じて建設された新フェリーターミナルは、2隻のフェリーが安全に同時接岸でき、24時間運航も可能。(写真：飛島建設株式会社)

ド洋と太平洋にまたがる連結性を強化するとともに、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現にも寄与します。

さらに、日本は、港湾整

備に携わる人材の育成にも注力しています。同国の港湾運営を統括管理する港湾公社（APORTIL）のジョセ・マデイラ・マルケス副総裁も日本の人材育成事業で学んだ一人です。2007年にJICA研修員として来日し、約4カ月間、船舶安全の基本を学びました。帰国後もJICAのセミナーなどを通じて勉学に励みました。「大変熱心に質問してくる方がマルケスさんでした。次のセッションでも深く質問されるだろうと考え、彼のためだけに個別説明の時間を作ったほどです。」と語るのは、専門家として派遣されセミナーで講師を務めた笹健二JICA国際協力専門員^{注1}です。その後、マルケス副総裁と笹専門家は協力して東ティモールの港湾整備事業に取り組み、ともに同国の港湾分野を牽引する役割を果たしています。



笹専門家が東ティモールにおいてカウンターパートに技術指導を行っている様子（現JICA国際協力専門員）（中央）（写真：JICA）

注1 肩書きは現在のもの。当時の肩書きはJICA専門家。



日本の有償資金協力により建設中のインドネシア・パティンバン港にて行われた自動車ターミナルの運営引渡し・輸出初出荷式典の様子（写真左）と、本格運営を開始した自動車ターミナルを含む同港の現在の建設状況（写真右：オリエンタルコンサルタンツグローバル）

連分野における技術協力を実施しています。例えば、インドネシアでは、西ジャワ州・パティンバン港において、円借款や技術協力を活用し、かつ日本企業の協力の下で、2018年から建設工事を進めています。2021年12月には日本企業が出資する現地企業による自動車ターミナルの本格運営が開始されるなど、物流改善等に向けた官民両面での協力が進展しています（ラオスおよびルワンダでの日本のインフラ支援（ルワンダに関しては税関職員への技術協力も含む）について、32ページおよび120ページの「国際協力の現場から」、キルギスでの税務職員への協力について34ページの「案件紹介」を参照）。

また、途上国税関への支援に関しては、ASEAN諸国を中心に、日本の税関の専門的知識や技術などの共有を通じて、途上国税関の能力向上を目的とした支援を積極的に行っています。また、世界税関機構（WCO）への拠出金を通じて、WCOが実施する能

力構築支援活動に貢献し、WCOのツールやベスト・プラクティスの導入・普及の促進を通じた国際貿易の円滑化および安全確保の両立等のための支援を実施しています。さらに、日本の税関出身のJICA長期専門家を、ASEAN6か国^{注4}に派遣し、個別分野のニーズに応じた支援を実施するとともに、アフリカではJICA/WCO合同プロジェクトの下、広域技術協力プロジェクトを通じた国境管理能力強化支援や各国税関で指導的役割を担う教官を育成するプログラム（マスタートレーナープログラム）を実施しています（東アフリカの国際回廊での国境手続き円滑化支援について、120ページの「国際協力の現場から」を参照）。2021年からは同プログラムを太平洋島嶼国にも拡大して実施しています。

さらに、途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して、「一村一品キャンペーン」^{解説}への支援も行っています（40ページの「案件紹介」を参照）。また、途上国へ民間からの投資を呼び込むため、途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。

■ 国内資金動員支援

開発途上国が、自らのオーナーシップ（主体的な取組）で様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、途上国が必要な開発資金を税収等のかたちで、自らの力で確保していくことが重要です。これを「国内資金動員」といい、SDGsを達成するための開発資金が不足する中、重要性が指摘されています。

日本は、国際機関等とも協働しながら、この分野の



パラグアイの商工大臣（当時）および商工省中小企業担当副大臣が、帰国研修員同窓会が首都アスンシオンに開設した一村一品製品のアンテナショップを視察する様子（写真：JICA）

注4 カンボジア、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、ラオス、タイの6か国。

議論に貢献するとともに、関連の支援を途上国に対して提供しています。たとえば、日本は、途上国の税務行政の改善等を目的とした技術協力を積極的に取り組んでおり、2021年には、国際課税、税務調査、納税者啓発などの分野について、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ラオスなどで、国税庁の職員が、JICA長期専門家として活動しました。このほか、途上国の税務職員等を対象に、国際税務行政セミナー（ISTAX）やアジア国際課税研修などを実施しています。また、IMFやアジア開発銀行（ADB）が実施する国内資金動員を含む税分野の技術支援についても、人材面・知識面・資金面における協力を行っており、アジア地域を含む途上国における税分野の能力強化に貢献しています。

また、多国籍企業等による過度な節税対策の防止に取り組むOECD/G20 BEPSプロジェクト^{解説}の成果も、途上国の持続的な発展にとって重要です。このプロジェクトの成果を各国が協調して実施することで、途上国は、多国籍企業の課税逃れに適切に対処し、自国において適正な税の賦課徴収^{ふか}ができるようになるとともに、税制・税務執行が国際基準に沿ったものとなり、企業や投資家にとって、安定的で予見可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。現在、BEPSプロジェクトで勧告された措置を実施す

る枠組みには、途上国を含む140を超える国・地域が参加しています。この枠組みの下、2021年10月に、経済のグローバル化およびデジタル化に伴う課税上の課題に対応するための2本の柱^{注5}からなる解決策が合意されました。2023年に本合意が実施されるよう多国間条約の策定や国内法の改正等の作業を進めることとされています。

■金融

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。

こうした考えの下、金融庁は、日本の金融・資本市場の規制・監督制度や取組等に関する「新興国金融行政研修（銀行・証券・保険監督者セミナー）」を実施しました。具体的には、2021年2月に保険監督者セミナーを、2月から3月にかけて証券監督者セミナーを、9月に銀行監督者セミナーをそれぞれオンライン形式で実施し、13か国、計43名が参加しました。また、10月から12月にかけて、証券監督者セミナーをオンデマンド形式^{注6}で実施しました。

^{注5} 「第1の柱」は、大規模・高利益水準のグローバル企業について、物理的拠点の有無にかかわらず、市場国でも課税を行えるようにするための国際課税原則の見直し。「第2の柱」は、法人税の引下げ競争に歯止めをかける観点等からのグローバル・ミニマム課税の導入。

^{注6} オンデマンド形式とは、あらかじめ撮影・編集しておいた動画研修教材を、動画配信用のサーバー等にアップロードしておき、参加者が好きなタイミングでセミナーを受講することができる配信形式。



用語解説

質の高いインフラ

自然災害などに対する「強靱性」、誰ひとり取り残されないという「包摂性」、社会や環境への影響にも配慮した「持続可能性」を有し、真に「質の高い成長」に資するインフラのこと。2019年6月の大阪サミットにて、(1) 開放性、(2) 透明性、(3) ライフサイクルコストから見た経済性、(4) 債務持続可能性といった、「質の高いインフラ」への投資にあたっての重要な要素を盛り込んだ「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認された。

持続可能な開発目標 (SDGs)

ミレニアム開発目標 (MDGs、2001年) の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。

その他の公的資金 (OOF : Other Official Flows)

政府による途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしない、条件の緩やかさが基準に達していないなどの理由でODAには当てはまらないもの。輸出信用、政府系金融機関による直接投資、国際機関に対する融資などを指す。

後発開発途上国 (LDCs : Least Developed Countries)

国連による開発途上国の所得別分類で、途上国の中でも特に開発が遅れており、2017～2019年の1人当たりの国民総所得 (GNI) が平均で1,018ドル以下などの基準を満たした国々。2020年現在、アジア7か国、中東2か国、アフリカ33か国、中南米1か国、大洋州3か国の46か国が該当する。

無税無枠措置

後発開発途上国 (LDCs) からの輸入産品に対し、原則無税とし、数量制限も行わないとする措置。日本はこれまで、同措置の対象品目を拡大してきており、全品目の約98%を無税無枠で輸入可能としている。

経済連携協定 (EPA : Economic Partnership Agreement)

特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする自由貿易協定 (FTA : Free Trade Agreement) に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、さらなる経済成長につながる事が期待される。

貿易のための援助 (Aft : Aid for Trade)

途上国がWTOの多角的貿易体制のもとで、貿易を通じて経済成長と貧困削減を達成することを目的として、途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。WTOでは、途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されている。

一村一品キャンペーン

1979年に大分県で始まった取組で、地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指すものであり、海外でも活用している。一村一品キャンペーンでは、アジア、アフリカなど、途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具をはじめとする魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、途上国の商品の輸出向上を支援している。

OECD/G20 BEPSプロジェクト

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) とは、多国籍企業等が租税条約を含む国際的な税制の隙間・抜け穴を利用した過度な節税対策により、本来課税されるべき経済活動を行っているにもかかわらず、意図的に税負担を軽減している問題を指す。BEPSプロジェクトは、こうした問題に対処するため、2012年6月にOECD租税委員会が立ち上げたもので、公正な競争条件を確保し、国際課税ルールを世界経済および企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すことを目指している。

日本の経験をラオスのインフラ長寿命化に活かし、質の高いインフラを推進！



1

一般公募

～長崎大学など産官学連携によりラオスの道路インフラの維持管理と人材育成を促進～

ラオスは内陸国であり、人の移動と物流は道路網に大きく依存しています。日本の本州ほどの面積で、その8割が山岳地帯であるため、国の均衡した社会経済発展には、全国に点在する約3,600の橋梁の適切な維持管理により道路網を健全に機能させる必要があります。ラオスでは、国道上の橋梁の15%以上が使用を開始してから40年を超え、うち10%が早期かつ緊急の補修を必要としており、こうした橋梁を計画的に維持管理する技術が求められていました。

日本も、高度経済成長期以降に集中的に建設された多くの橋梁が、同時期に老朽化が進行しており、今後数年間で国内の橋梁の約半数が使用開始後50年を超える見込みです。このような状況を改善するために、産官学が一丸となり、研究機関や産業界が主導してインフラ長寿命化にかかる技術革新を行い、国や地方公共団体がこれらの技術の実用化を進めています。

そのような中、長崎大学は、2007年に「インフラ長寿命化センター」を設立し、自治体、民間企業、NPO、一般の市民を対象に道路インフラの維持管理に携わる人材「道守」の養成コースを立ち上げ・運営し、900名以上の道路インフラ維持管理に係る資格保有者を輩出しています。また、その活動は国内だけでなく、国際的な人材育成にも取り組んでいます。

その取組の一環として、長崎大学は、インフラの維持管理を担う人材の育成のため、JICA課題別研修「橋梁維持管理」に参加している開発途上国からの政府職員や技術者を受け入れています。2015年度から2019年度までに受け入れた42か国102名の研修員は、日本の技術を活かして自国で活躍しています。また、JICA長期研修事業「道路アセットマネジメント

技術の中核人材育成プログラム」を通じて、大学院に途上国政府の職員、技術者や研究者を受け入れており、ラオスからは公共事業運輸省の橋梁技術者2名が博士後期課程に入学し、2021年に博士号を取得して同プログラムを修了しました。



ラオスにて、研究活動の一環として落橋した仮設橋の部材強度の確認作業を行うタボン博士（写真：長崎大学）



「橋梁維持管理研修」にて橋梁の現場踏査を行う様子（左から2番目が西川准教授）（写真：国際開発センター）

研修員の一人であるタボン博士は、長崎大学にて「仮設橋^{※1}の劣化メカニズムの解明と維持管理手法」に関する研究を行いました。現在はラオスの公共事業運輸省に戻り、橋梁維持管理の現場での技術指導や後進育成に成果を上げています。また、長崎大学や国際開発センターなど産官学の連携により実施されている技術協力「橋梁維持管理能力強化プロジェクト」の中核的な人材としても活躍しています。

長崎大学からは専門家をラオスに派遣し、国道上の860橋の計画的な維持管理を支援するとともに、研修員の研究成果がインフラ維持管理の実践の場で活かされるように取り組みながら、実務および学術研究の両面からラオスでのインフラ長寿命化に貢献しています。プロジェクト副総括の長崎大学西川貢文准教授は次のように語ります。「橋梁などのインフラは、計画から建設、完成後の供用が数十年から百年以上にわたる、非常に長い年月をかけて社会の装置としての一翼を担うものです。インフラの適切な整備と維持管理のための組織構築、人材育成、技術開発も一朝一夕では成し得ません。ラオスでの取組が、安心・安全な道路網形成への一助となり、ラオスがより一層の発展を果たすことを願ってやみません。」

このように、日本は、政府と大学、企業の産官学連携により、途上国におけるインフラの長寿命化に取り組んでいます。このような取組は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」^{※2}の要素であるライフサイクルコストを考慮した経済性の実現に資するものです。

注1 ペイリー橋と呼ばれ多くの途上国に架けられている。もともと軍用に開発された橋で、簡易に架けられるが、恒久利用は想定されていない。途上国では日常的に使用され、過積載車両の通行などによる落橋事故が多発している。

注2 31ページの用語解説「質の高いインフラ」を参照。

開発協力
トピックス

2

「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」
の実現に向けた取組の推進

アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至るインド太平洋地域は、世界人口の半数を擁する世界の活力の中核です。この地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を構築するため、日本は2016年に「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP: Free and Open Indo-Pacific)」を提唱し、その実現に向けた取組を進めています。この構想は、今や米国のみならず、オーストラリア、インド、東南アジア諸国連合 (ASEAN)、欧州の主要国とも共有されており、ポスト・コロナの世界に向けてますますその重要性を増しています。

そのようなFOIPの実現に向けた取組において、ODAは重要なツールの一つです。

例えばFOIPの下では、地域全体の連結性向上を通じた経済的繁栄を目指しています。域内の港、空港、道路、鉄道などのインフラを国際スタンダードにのっとった形で整備し、各都市や拠点をつなぐことで、地域全体の成長につなげるという考え方です。日本の円借款で整備され、2021年8月に開通した「タイ都市鉄道レッドライン」もそのような連結性向上支援の一つです。タイの首都バンコクの中心部とドンムアン空港や近隣地域を結ぶこの鉄道は、首都圏で課題となっている交通渋滞や大気汚染の緩和や改善に貢献します。事業の一環で建設された新バンスー中央駅は、タイを代表する新たな長距離路線のターミナル駅となり、将来は高速鉄道や国鉄在来線が乗り入れる予定です。

また、平和と安定の確保に向けた取組の例として、



2021年8月に開通したタイ都市鉄道レッドライン (写真: JICA)



2021年10月にジブチ沿岸警備隊に引き渡された巡視艇

東アフリカのジブチに対する支援を紹介します。ジブチが面するソマリア沖・アデン湾の海域は、年間約1,600隻の日本関係船舶が通行するなど、日本にとっても重要な海上交通路ですが、海賊・武装強盗、密航・密漁・密輸、海難事故などが発生しています。これに対処するため、日本は自衛隊による海賊対処活動を実施しているほか、ジブチの沿岸警備隊に対し、ODAを通じ、海上監視のための巡視艇の供与、船舶の維持管理能力の強化、沿岸警備隊の研修体制の構築といった支援を続けています。

法の支配の普及・定着のための取組としては、JICAの技術協力これまで中国、ベトナム、カンボジア、ネパール、ラオスの民法典の起草を支援してきました。ラオスに対しては約20年かけて法整備を支援し、その集大成としての民法典が2020年に施行されています。ラオスでは、民法典起草の中核となる人材育成に長い時間をかけ、施行後も民法典の活用や普及に向けた支援を継続しています。

透明性の高いルールに支えられ、様々な人・物・知恵が活発に行き交う「自由で開かれたインド太平洋」の存在なくして、日本およびこの地域の安定と繁栄はあり得ません。日本はこれからも、ODAを含む様々な取組を通じて、FOIPの実現を進めていきます。

(2) 債務問題への取組

公的金融による支援は、開発途上国の経済成長を促進するために活用されますが、マクロ経済環境の悪化等によって、受け入れた資金の返済が困難となった場合、途上国は過剰の債務を抱えることとなり、持続的成長を阻害する要因となり得ます。本来は、債務国自身が改革努力などを通じて、自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が途上国の発展の足かせになっている場合、国際社会による対応が必要になります。

債務問題への国際的な取組については、これまでも重債務貧困国（HIPC）[解説](#)に対する拡大HIPCイニシアティブ [注7](#) やパリクラブ [注8](#) のエビアン・アプローチ [注9](#) などで債務救済が実施されています。しかし、近年、一部の低所得国においては、債務救済を

受けたにもかかわらず、再び公的債務が累積し、債務持続可能性が懸念されています。この背景として、債務国側では、自国の債務データを収集・開示し、債務を適切に管理する能力が不足していること、債権者側では、資金供給の担い手が多様化しており、パリクラブによる貸付割合が減少する一方で、担保付貸付等の非伝統的かつ非 ^{じょうきよ}譲許的な貸付を含む、新興債権国や民間債権者による貸付割合が増加していることが指摘されています。

2020年4月、新型コロナウイルス感染症の拡大による低所得国への影響に対処するため、G20およびパリクラブは、これら諸国の公的債務の支払いを一時的に ^{ゆうよ}猶予する「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」に合意し、2020年11月には、「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」 [注10](#)（以下、「共通枠組」）に合意

キルギス

税務局人材育成システム向上プロジェクト 技術協力プロジェクト（2017年7月～2020年11月）



キルギスでは、2015年のユーラシア経済同盟加盟後、国内税制度が大きく変更されたこともあり、税務に携わる職員の税制に対する理解向上を図るため、職員の能力強化が不可欠となっていました。キルギス国内には本局と62の税務署などに約2,200名の職員が配属されています^{注1}が、国土の98%が山間部で4,000m級の山脈が東西南北を分断しているため、地方の職員が首都ビシュケクでの研修に参加することが難しいケースがあり、また首都での研修の体制自体も十分に整備されていませんでした。



遠隔地教育システムを利用し、新入職員のための税務研修を受講するビシュケク市内の税務署職員

そこで、日本は、地方職員の能力向上を図るため、遠隔地教育（eラーニング）システムを活用して人材育成を支援しました。日本人専門家は、キルギス税務局と共に人材育成計画を策定し、新入職員、中堅職員および納税者教育担当職員向けの3コースを対象に、キルギス語にも対応したデジタル教材を開発しました。パソコンで受講できない職員向けに

スマートフォン用アプリケーションも導入するなど、現地の実情に合わせた開発を行い、新型コロナウイルス感染症の拡大後もプロジェクトを継続した結果、

当初目標の300名を大幅に上回る585名が研修を受講した上、受講者の満足度も9割以上となりました。

さらに、プロジェクト期間中には、キルギス税務局も独自に2つの研修コースを開発し、研修担当職員が2名増員されるなど、キルギス自身が主体的に研修を展開できる体制を整えました。本プロジェクトの成果を踏まえて、今後もキルギス税務局が持続的な人材育成を行い、同国の税務行政が改善されることが期待されます。



キルギス税務局ワーキング・グループのメンバーとJICA専門家が共同で研修教材を開発している様子（写真：（一社）金融財政事情研究会）

[注1](#) 2020年10月時点（事業完了報告書）。

[注7](#) 1999年のケルンサミット（ドイツ）において合意されたイニシアティブ。

[注8](#) 特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

[注9](#) 「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ（エビアン・アプローチ）」。重債務貧困国以外の低所得国や中所得国が適用対象となり、従来以上に債務国の持続性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置を個別に実施する債務救済方式。

[注10](#) 「共通枠組」は、新興債権国をはじめとする非パリクラブ国を巻き込んだ形で、合同で債務措置の条件を確定することを初めて約束したものの。8ページの用語解説も参照。

しました。2021年10月に開催されたG20ローマ・サミットで発表されたG20ローマ首脳宣言において、暫定的な推計によれば、DSSIの下で、2020年5月から2021年12月までに、50か国が恩恵を受け、少なくとも合計127億ドルの債務支払猶予が行われた旨が記載されています。DSSIは2021年12月末に失効したことから、今後は「共通枠組」の下での債務措置を迅速に実施する必要があります（関連する日本の対応については、5ページを参照）。

低所得国をはじめとする各国の債務持続可能性に大きく影響を与え得る要素の一つとして、インフラ投資が挙げられます。港湾、鉄道といったインフラ案件は額が大きく、その借入金の返済は借りた国にとって大きな負担となることがあります。インフラ案件への融資を行う場合には、貸す側も借りる側も債務持続可能性について十分に考慮することが必要です。債務持続可能性を考慮しない融資は、「債務の罠」として国際社会から批判されています。

「質の高いインフラ投資に関するG20原則」注11には、個々のプロジェクトレベルでの財務面の持続可能性に加え、国レベルでの債務持続可能性を考慮することの重要性が盛り込まれているほか、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性といった原則も盛り込まれています。G20各国は自らが行うインフラ投資においてこれらの原則を国際スタンダードとして実施すること、また融資を受ける国においてもこれらの原則が実施されるよう努めることが求めら

れています。

日本の取組

日本は、円借款の供与にあたって、被援助国の協力体制、債務返済能力および運営能力、ならびに債権保全策などを十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合、被援助国から返済が行われていますが、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかった事情によって、返済が著しく困難となる場合もあります。そのような場合、日本は、前述の拡大HIPCイニシアティブやパリクラブにおける合意等の国際的な合意に基づいて、必要最小限に限って、債務の繰延注12、免除、削減といった債務救済措置を講じています。2020年末時点で、日本は、2003年度以降、33か国に対して、総額で約1兆1,290億円の円借款債務を免除しています。なお、2020年に引き続き、2021年も円借款債務の免除実績はありませんでした。

日本は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の重要な要素である債務持続可能性の確保の観点からも、JICAによる研修や専門家派遣、国際機関への拠出等を通じ、途上国の財務省幹部職員の公的債務・リスク管理に係る能力の向上に取り組んでいます。たとえば、ガーナ、ザンビア等21か国41名の行政官に対する偶発債務リスク管理に係る世界銀行との連携による研修、国際通貨基金（IMF）・世界銀行の各信託基金への新たな資金拠出など、債務国の能力構築に向けた支援を実施しています。



用語解説

重債務貧困国 (Heavily Indebted Poor Countries : HIPC)

貧しく、かつ重い債務を負っているとして、包括的な債務救済枠組である「拡大HIPCイニシアティブ」の適用対象となっている、主にアフリカ地域を中心とする開発途上国。2021年6月末にスーダンが同イニシアティブの下での決定時点に到達し、同イニシアティブが適用される38番目の国となった。

注11 31ページの用語解説「質の高いインフラ」を参照。

注12 債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

(3) 情報通信技術 (ICT)、科学技術・イノベーション促進、研究開発

情報通信技術 (ICT) 注13 の普及は、産業の高度化や生産性の向上に役立つとともに、医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決や、情報公開の促進、放送メディア整備といった民主化の推進に貢献します。新型コロナの拡大を受けデジタル・トランスフォーメーション (DX) 注14 の重要性も高まっています。



JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム (JJ-FAST) は、JAXAの「だいち2号 (ALOS-2)」を使って77か国の熱帯林を1.5か月おきに観測している (宇宙空間については、51ページも参照)

日本の取組

情報通信技術 (ICT)

日本は、開発途上国のICT分野における「質の高いインフラ投資」を推進 注15 しており、通信・放送設備や施設の構築、そのための技術や制度整備、人材育成等を積極的に支援しています。具体的には、地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T) 注16 の海外普及・導入支援に積極的に取り組んでおり、2021年12月現在、中南米、アジア、アフリカ地域等の計20か国 注17 で採用されています。また、ISDB-T採用国および検討国を対象としてJICA研修を毎年実施するとともに、総務省は、相手国政府との対話・共同プロジェクトを通じ、ICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。

日本は、国際電気通信連合 (ITU) 注18 と協力し、途上国に対して、電気通信およびICT分野の様々な開発支援を行っています。新型コロナの世界的な拡大を受け、2020年10月、日本はITUと協力して、アフリカ等の途上国を対象に、デジタルインフラの増強や利用環境整備のための国家戦略策定を支援するConnect2Recover (C2R) を開始しています。2021年には、ITUがUNICEFと共同で行う「Giga」パイロット事業のうち、ルワンダの学校インターネット接続の第1期 (63のパイロット学校のうち10校) などを支援しています。

アジア太平洋地域では、アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 注19 が、同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。日本は、情報通信に関する人材育成を推進するため、APTが毎年実施する数多くの研修を支援しており、2020年度には、ブロードバンドネットワークやサイバーセキュリティ等に関する研修を7件実施し、APT各加盟国から約120名が参加しました。研修生は日本の技術を自国のICT技術の発展に役立てており、日本の技術システムをアジア太平洋地域に広めることで、日本企業の進出も期待できます。



ベトナムにおける「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」での研修の様子 (写真: JICA)

注13 4ページの注5を参照。

注14 4ページの注6を参照。

注15 2017年、各国のICT政策立案者や調達担当者向けに、「質の高いICTインフラ」投資の指針を策定。

注16 地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T) は、日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式で、緊急警報放送の実施、携帯端末でのテレビ受信、データ放送等の機能により、災害対策面、多様なサービス実現といった優位性を持つ。

注17 日本、ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、フィリピン、ボリビア、ウルグアイ、ボツワナ、グアテマラ、ホンジュラス、モルディブ、スリランカ、ニカラグア、エルサルバドル、アンゴラの20か国 (2021年12月時点)。

注18 電気通信・放送分野に関する国連の専門機関で、世界中の人が電気通信技術を使えるように、(i) 携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な割当、(ii) 電気通信技術の国際的な標準化、(iii) 開発途上国の電気通信分野における開発の支援等を実施している。

注19 アジア太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的とし、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的な政策調整等を実施している。2020年、近藤勝則氏が事務局長に選出された。

アジア太平洋地域では、脆弱な^{ぜいじやく}インフラや利用コストが負担できないことなどを要因としてインターネットが利用できない人々は20億人以上います。東南アジア諸国連合（ASEAN）地域や太平洋^{とうしよ}島嶼国においては、離島・遠隔地に低コストで高速のインターネット利用環境の整備を行っています。

2021年12月12日、日本、米国、オーストラリア、ミクロネシア連邦、キリバス、ナウルの6か国は、連名で「東部ミクロネシアの通信連結性の改善」に関する共同報道発表を发出了しました。これは、同地域の通信インフラの強化および新たな経済成長の促進を目的として、これらの島嶼国の3か国の要望を踏まえ、日米豪が世界銀行およびアジア開発銀行とも連携し、通信用海底ケーブル敷設事業を支援するものです。日本としては、米豪をはじめとする同志国等と連携しつつ、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のため、インド太平洋地域での質の高いインフラの整備を引き続き支援していきます。

日本は、近年特に各国の関心が高まっているサイバー攻撃を取り巻く問題についてもASEANとの間で協力を一層強化することで一致しています^{注20}。具体的取組として、日・ASEAN統合基金（JAIF）を通じて「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）」を設立しサイバーセキュリティ演習等を実施しました（詳細は52ページを参照）。

■ 科学技術・イノベーション促進、研究開発

ODAと科学技術予算を連携させた地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）^{解説 注21}は、科学技術分野に関する日本と途上国の研究機関・研究者間の共同研究への支援として2008年に始まり、2021年度までに、世界53か国において168件の研究プロジェクトが採択されています（73ページ、135ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。

日本は、工学系大学への支援を強化することで、人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク構築を進めています。

アジアでは、マレーシア日本国際工科院（MJIT：



SATREPS「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」にて、タイの海岸線を視察する様子（写真：JICA）（73ページの「匠の技術、世界へ」も参照）

Malaysia-Japan International Institute of Technology）に対し、教育・研究用の資機材の調達と、教育課程の編成を支援しています。2021年現在、日本国内の28大学および2研究機関と連携し、カリキュラムの策定や日本人教員派遣などの協力も行っています（マレーシアの東方政策について、95ページの「開発協カトピックス」を参照）。また、2012年から日本は、タイのアジア工科大学院（AIT：Asian Institute of Technology）^{注22}において、日本人教官が教鞭をとるリモートセンシング（衛星画像解析）分野の学科に所属する学生に奨学金を拠出しており、アジア地域の宇宙産業振興の要となる人材の育成に貢献しています。

エジプトでは、「エジプト日本科学技術大学（E-JUST：Egypt-Japan University of Science and Technology）」^{注23}を2008年から継続して支援しています。日本国内の大学の協力を得て、実践的かつ国際水準の工学教育の提供や産業界との共同研究の促進など、大学院・学部の運営支援を行っているほか、中東・アフリカ地域からの留学生受け入れも支援しており、同地域における産業・科学技術人材の育成に貢献しています。

(4) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出

質の高い成長のためには、人々が職業技能を習得

^{注20} 2015年、内閣官房にサイバーセキュリティ戦略本部が設置され、2016年に「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」が同戦略本部に報告された。

^{注21} 第IV部1（5）も参照。

^{注22} 工学・技術部や環境・資源・開発学部等の修士課程および博士課程を有する、アジア地域でトップレベルの大学院大学。

^{注23} 日本型の工学系大学院教育の特徴を活かした、少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育の提供をコンセプトとする公的な大学。

し、安定した職業に就き、所得を向上させることが不可欠ですが、開発途上国では、教育・訓練を受ける機会が限られており、産業発展の大きな障害となっています。

また、世界の雇用情勢が低迷している状況の中で、安定した雇用を生み出していくためには、それぞれの国が社会的セーフティー・ネット^{注24}を構築してリスクに備えるとともに、一つの国を越えた国際的な取組として、SDGsの目標8で設定された「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」を実現することが急務です。

日本の取組

職業訓練・産業人材育成

日本は、開発途上国において、多様な技術や技能のニーズに対応できる人材育成のため、各国で拠点となる技術専門学校および職業訓練校への支援を実施しています。支援の実施にあたり、日本は民間部門とも連携し、教員・指導員の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム改善支援等を行い、教育と雇用との結びつきをより強化する取組を行っています。

産業人材育成分野では、日本は、2016年から2021年の間に、9か国10案件で、日本の知見・ノウハウを活かし、カリキュラム・教材の開発／改訂、指導員能力強化、産業界との連携を通じた複合的な協力を実施しました。これにより、15校の施設および



女性起業家支援事業によって、電子商取引の技術研修を受けるパキスタンの女性たち（写真：世界銀行）

機材の整備や、職業技術教育訓練（TVET：Technical and Vocational Education and Training）機関への支援が行われました。また、日本は、2021年、59か国・地域21案件で、女性・障害者・除隊兵士や、難民および紛争の影響下にある人々等の生計向上を目的とした技能開発（skill development）に貢献しました。

アジア地域では、日ASEAN友好協力50周年（2023年）を見据え、2018年から5年間で8万人規模の産業人材育成を実施する「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」^{注25}において、これまで重視してきた実践的技術力、設計・開発力、イノベーション力、経営・企画・管理力に係る協力に加え、AI等のデジタル分野における協力を含む産業高度化力を協力分野としており、これら分野での人材育成を着実に実施しています。

また、2017年度から実施している「イノベティブ・アジア」事業では、アジアの途上国の優秀な理系学生を対象に、日本での留学や企業等でのインターシップの機会を提供し、日本とアジア各国との間で高度人材の還流を促進しています。

このほか、厚生労働省では、東南アジア^{注26}を中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム（日本の国家試験である技能検定試験）のノウハウを移転する研修等^{注27}を日本国内および対象国内で行っています。2020年度にこれらの研修に参加したのは、4か国合計95名で、これにより、対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して、技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

また、アフリカに関しては、「TICAD7における日本の取組」（2019年）の一環として、産業人材育成支援を打ち出しました。その中で、カイゼン・イニシアティブ、職業訓練センターおよびアフリカ開発銀行信託基金による技術支援等を通じ、イノベーションや農

注24 人々が安全で安心して暮らせる仕組みのこと。

注25 2015年の日ASEAN首脳会議で発表された、「産業人材育成協力イニシアティブ」（3年間で4万人の人材育成）が目標を大幅に超える形で達成したことを受けて、2018年の日ASEAN首脳会議において、「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」が発表された。

注26 インドネシア、ベトナム、ミャンマー、カンボジアが対象。

注27 「試験基準・試験問題作成担当者研修」、「試験・採点担当者研修」および「トライアル検定評価担当者研修」の3種類がある。上記本文中の参加者数は、これらの研修の合計値。

業・ブルーエコノミー^{注28}等の産業多角化と雇用創出を支える14万人の人材育成を行うことや、ABEイニシアティブ^{解説}（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）3.0を通じた日・アフリカビジネス推進に資する産業人材を6年間で3,000人育成することを目標とし推進しています。産学官連携によるABEイニシアティブを通じては、2021年12月末



カメルーンでの技術協力「品質・生産性向上（カイゼン）推進を通じた総合的中小企業振興プロジェクト」を通じ、木材加工業者を指導するカメルーン人のカイゼン・コンサルタント候補生と研修生の様子（写真：JICA）

までに、日本全国の77大学の協力を得ながら、すでに約1,600人に研修の機会を提供しています。

■雇用創出を含む労働分野

日本は、労働分野における支援も進めています。新型コロナウイルスの感染拡大により、各国は社会経済的にも大きな影響を受けており、特にその影響は若者、女性をはじめとした社会的に脆弱な人々に強く表れています。こうしたことも踏まえ、すべての働く人のディーセント・ワークの実現に向けた支援や対応が国際的にも強く求められており、日本は、国際労働機関（ILO）への任意拠出金の拠出等を通じて、アジア地域を中心に、労働安全衛生水準の向上や社会保険制度の整備などに係る開発協力を行っています。また、ガンビア、モーリタニア、モザンビーク、スーダンおよびエチオピアでの若者等の雇用支援など、アフリカ地域における支援にも貢献しており、「ディーセント・ワーク」の実現に向けた取組を行っています。



用語解説

ABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ：African Business Education Initiative for Youth）

アフリカの産業人材育成と日本企業のアフリカでのビジネスをサポートする「水先案内人」の育成を目的として、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）（2013年）において発足したプログラム。TICAD VI（2016年）およびTICAD7（2019年）でも継続して取り組んでいくことが表明されている。同プログラムでは、アフリカの若者を日本に招き、日本の大学での修士号取得の機会や、日本企業などでのインターンシップ、日本語研修、起業家育成研修などのビジネス・プログラムを提供している。

地球規模課題対応国際科学技術協カプログラム（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）→ 73ページ、135ページの「匠の技術、世界へ」も参照

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症といった地球規模課題の解決に向けた研究を行い、(i) 国際科学技術協力の強化、(ii) 地球規模課題の解決につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出、(iii) キャパシティ・ディベロップメントを目的とし、日本と途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。外務省と国際協力機構（JICA）が文部科学省、科学技術振興機構（JST）および日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、日本側と途上国側の研究機関・研究者を支援している。

^{注28} 海や河川、湖等における資源の持続的な利用を通じて、海洋資源の保全と経済発展の両立を目指すもの。

アルゼンチン

一村一品のコンセプトに沿った市場志向型 インクルーシブバリューチェーンの構築プロジェクト 技術協力プロジェクト（2019年6月～2025年3月）



アルゼンチンでは、地方の貧困と所得格差が問題となっており、生産活動支援や人材育成を通じた地方の自立的発展を促す政策が必要とされています。しかし、これまで、市場ニーズに合った付加価値のある商品開発や継続的な人材育成は十分ではありませんでした。

本協力は、日本の「一村一品運動^{注1}（OVOP：One Village One Product）」の考えを活用した地方開発に関心を持ったアルゼンチン政府の要請により、2019年6月から、アルゼンチンの5州^{注2}を対象に開始されました。同国保健・社会開発省の能力強化や、地域ごとに市場ニーズを反映した商品の開発・改善・販売促進を行い、女性や若者を含む地域の住民やコミュニティを支援するNGOなどを含む社会包摂性（インクルーシブネス）を一つの付加価値とする、生産から販売までのバリューチェーンの構築支援を行っています。



サルタ州手工芸品生産者を訪問し指導している様子（写真：JICA）

から販売までのバリューチェーンの構築支援を行っています。

プロジェクト開始直後、新型コロナウイルス感染症の拡大のため現地への渡航

ができなくなる中、2020年6月以降はオンラインで活動を行い、日本や海外のOVOP事例の紹介、バリューチェーンなどに関する講義など、2020年度は計19回のセミナーを実施しました。



北海道白老町で農産加工品、伝統工芸品等の展示・PRを実施（写真：JICA）

アルゼンチン側の関心も高い先住民文化の振興については、アイヌの伝統工芸や先住民文化の継承による地域の魅力づくりを実践している北海道白老町で各州の農産加工品、伝統工芸品等の展示・PRを行い、入場者へのアンケート調査も実施しました。

このような知恵を絞った様々な工夫と関係者の熱意は、アルゼンチン政府からも高い評価を得ており、今後の展開に対する期待も高いものがあります。日本は、引き続きアルゼンチンに合った地方開発のための支援を進めていきます。

注1 31ページの用語解説を参照。

注2 北東部と北西部に位置するサルタ、チャコ、ミシオネス、カタマルカおよびブエノスアイレスの5つの州